

コメントテンプレート

日付: 2026-05-22	規格番号: JISQ14001 改正	プロジェクト:管理システム規格分野産業標準作成委員会
----------------	---------------------------	----------------------------

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
勝俣	187	3.1.1	注釈 2	ed	「並びに」を使用する箇所は、基本として「、並びに」の通り前に「、」を付記している。本箇所の「並びに」においても「、」を付記し統一した方が望ましい。	「、並びに」	ご指摘のとおり修正いたします。 理由: JIS Z 8301 H.3.2.2 において、併記する項目や条件などの関係が複雑な場合には「及び」などの前に読点を付けて明確にすることが推奨されています。ドラフト全体での表記揺れを防ぎ、一貫性（JIS Z 8301 5.5）を保つために読点を追加するのが妥当です。
勝俣	315	3.3.3	注釈 1	ed	ISO の原文では「[SOURCE: ISO 14044:2006, 3.1, modified - "(or service)" added to the definition. Note 1 to entry added.]」となっている。JIS 案は「・・・の 3.1ー変更。“（又はサービス）”・・・」と表記しているが、「ー変更。」の表記では文意が理解し難いものと考えます。	「・・・の 3.1 を変更。“（又はサービス）”」	ご指摘のとおり修正いたします。 理由: JIS Z 8301 の 16.5.9（出典）に記載されている例（出典:JIS Q 10003:2010 の 3.7 を変更）と合致しており、JIS の標準的な書式に従う形となるため。
事務局	785	A.1		ed	「並びに」の前に読点を追加する。	「…もう一つの例は、リスク及び機会（6.1.4 参照）の源泉としての、組織の状況の一部である課題（4.1 参照）、並びに利害関係者のニーズ及び期待（4.2 参照）と、環境側面（6.1.2 参照）及び順守義務（6.1.3 参照）との間の相互関係である。」	修正案の通り修正。
事務局	875	A.4.1	4 段落目	ge	「それは、自然資源を供給し、気候制御、栄養循環などのプロセスを統制し、自然に基づく娯楽上及び教育上の便益を提供する。」	「それは、自然資源を供給し、気候制御、栄養循環などのプロセスを調整し、自然に基づく娯楽上及び教育上の便益を提供する。」	修正案の通り修正。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

日付: 2026-05-22	規格番号: JISQ14001 改正	プロジェクト:管理システム規格分野産業標準作成委員会
----------------	---------------------------	----------------------------

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
					用語の統一性、および分かりやすい訳仕分けや、工学等の他分野整合性・汎用性も考慮して、「統制し」を「調整し」に修正すべき。		
勝俣	1016	A.6.1.2		ge	ISO の原文では「When determining its environmental aspects, the organization should consider, for example:」であり「for example」がある。1016 行では「for example」に対応する表記がない。a)～i)は例示であることを明確に表現するためには原文に準じたものにすることが望ましい。	「環境側面を決定するとき、組織は、例えば、次の事項を考慮することが望ましい。」	“例えば” が“次の事項”だけに係ることを明確にするため、以下の通り、ご指摘を一部変更（“例えば”の後のカンマを削除）して修正します。 「環境側面を決定するとき、組織は、例えば次の事項を考慮することが望ましい。」 理由: 修正案は英語原文の “ <i>When determining its environmental aspects, the organization should consider, for example:</i> ” の構造に忠実な訳となります。原文の構成を明確に反映する委員長提案の方がより適切と考えますが、「例えば」が「次の事項」に係ることを明確にするため、「例えば」の直後の「,」は取って採用させていただきます。
勝俣	1266～1269	A.7.4		ge	ISO の原文「External communication can also include communicating to the organization's other interested parties (e.g. investors, entities in its supply chain, customers, end consumers).」は JIS 案では「外部コミュニケーションにはまた、例えば、投資家、サプライチェーン内の事業体、	「外部コミュニケーションには、組織の他の利害関係者（例えば、投資家、サプライチェーン内の事業体、顧客、最終消費者）とのコミュニケーションも含み得る。」	ご指摘のとおり修正いたします。 理由: 英語原文 “ <i>External communication can also include communicating to the organization's other</i>

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
					顧客、最終消費者などの、組織の他の利害関係者とのコミュニケーションも含み得る。」とし、また ISO の原文「An organization can decide to report voluntarily on environmental information related to its products or services (e.g. resource efficiency, water footprint).」は JIS 案では「組織は、製品又はサービスに関連する環境情報（例えば、資源効率、ウォーターフットプリント）について任意に報告することを決定することが可能である。」としている いずれも原文は括弧内に例示を示している。また、1266～1268 のように括弧から出さないと誤解を招く、または理解し難くなることはない。 このため、原文に従うのが望ましい。		<i>interested parties (e.g. investors, entities in its supply chain, customers, end consumers).</i> ” と同じく括弧書きを使用することで、原文の構造に忠実になります。JIS Z 8301 H.4.7 においても、補足や限定を表す際の括弧の使用は認められており、問題ありません。
勝俣	1278	A.7.4		ed	「提供したりし得る」の言葉は一般的ではないと考えます。	「提供したりする可能性がある。」	ご指摘のとおり修正いたします。 理由: 英語原文の “can” に対する訳として、JIS Z 8301 表 6（可能性・能力事項の表現形式）において標準的に示されている「…可能性がある。」という表現形式に合致するため、JIS のルールに沿った自然な日本語になります。
勝俣	1311	A.8.1		ed	「並びに」を使用する箇所は、基本として「、並びに」の通り前に「、」を付記している。本箇所の「並びに」においても「、」を付記し統一した方が望ましい。	「、並びに」	ご指摘のとおり修正いたします。 理由: コメント 1 と同様に、JIS Z 8301 5.5 が求める規格全体での一貫性を確保するため、読点を補って統一します。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

委員名*	行番号 (e.g. 17)	箇条/ 細分箇条* (e.g. 3.1)	段落/ 図/ 表/ (e.g. 表 1)	コメント タイプ*	コメント*	修正案	検討結果・対応案
勝俣	1397	A.9.2		ge	ISO の原文の「Audit evidence consists of records, statements of fact or other information which are relevant to the audit criteria and are verifiable」を JIS 案では「監査証拠は、監査基準に関連し、かつ、検証できる、記録、事実の記述又はその他の情報から成る。」としているが「検証できる、記録・・・」の表現は「検証できる」が他の「記録」等と並列に捉えられる。しかし、「検証できる」は「記録」以下にかかる修飾語である。	「監査証拠は、記録、事実の記述又はその他の情報から成り、これらは監査基準に関連し、かつ、検証できるものである。」	ご指摘のとおり修正いたします。 理由: 英語原文 “ <i>Audit evidence consists of records, statements of fact or other information which are relevant to the audit criteria and are verifiable.</i> ” において、 <i>which</i> 以下の関係代名詞節は <i>records, statements of fact or other information</i> 全体を修飾しています。原案の「検証できる、記録…」では「検証できる」が後続の「記録」等と並列で読めるおそれがあり、委員長案のように文を分けることで係り受けの曖昧さが解消され、可読性が向上します。
勝俣	1402 1428	A.9.2 A.10.1		ed	ISO の原文はいずれも「internal and external audits」であるが、JIS 案の 1402 行では「内部監査及び外部監査」であり 1428 行では「内部及び外部監査」となっている。統一が望ましい。	いずれも「内部監査及び外部監査」とする。	ご指摘のとおり修正いたします。 理由: 英語原文はいずれも “ <i>internal and external audits</i> ” です。JIS Z 8301 5.5（一貫性）において、「同一の記述事項は、同じ表現を用いる」ことが求められているため、規格全体で表現を統一するのが適切です。

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

*欄（委員名・箇条/細分箇条、コメントタイプ、コメント）：必須入力。入力されていないと投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。

コメントテンプレートはいかなる方法でも変更しないでください（例えば、列の削除・追加、セルのマージなど）。変更した場合、投票システム（National Ballots）が適切に作動しません。